

# 鴨川市雇用調整助成金等申請支援金 申請要領

## <申請期間>

令和2年11月20日（金）～ 令和3年2月26日（金）

## <申請方法>

原則郵送での提出とします。

### ◎郵送先

〒296-8601

千葉県鴨川市横渚1450番地

鴨川市役所 建設経済部 商工観光課

鴨川市雇用調整助成金等申請支援金受付係 宛

## <お問い合わせ先>

鴨川市役所 建設経済部 商工観光課

【電話番号】 04-7093-7837

【受付時間】 午前8時30分から午後5時15分まで  
（土・日・祝日除く）

⇒詳しくは中面をご覧ください。

# I 制度の概要について

## 1 事業内容

市内事業者の雇用の維持を図るため、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業による雇用調整助成金又は緊急雇用安定助成金（以下「雇用調整助成金等」という。）の支給を受ける事業者に対し、その申請に係る事務を社会保険労務士に依頼する場合に要する費用を補助します。

## 2 支援金の対象要件

下記の要件を全て満たしている必要があります。

- ①鴨川市内に事業所を有する法人または個人事業者。
- ②新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業による雇用調整助成金等の支給の決定を受けた者であること。
- ③「暴力団排除に関する規定」（鴨川市雇用調整助成金等申請支援金交付要綱第3条第2項）を遵守していること。

## 3 支援金の対象経費

雇用調整助成金等の支給の申請に係る事務を令和2年4月1日以降に社会保険労務士へ依頼したことにより要した費用。（申請書類の作成、申請代行に要する費用など）

※消費税及び地方消費税、本事業と直接関係のない費用（相談料など）は**対象外**となります。

## 4 支援金の額

### 1 事業所あたり最大 10 万円

交付申請額は、1,000円未満の端数を切り捨てます。

1 事業者 1 回限りの申請とします。

## Ⅱ 申請手続きについて

### 1 申請期間

令和2年11月20日（金）から 令和3年2月26日（金）（消印有効）まで

※上記期間を過ぎた場合は、申請の受付はできません。

### 2 申請受付方法

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、郵送での申請にご協力をお願いします。

事情により、窓口による対面受付を希望される方は、鴨川市役所の商工観光課で申請を受付します。

#### ①郵送の場合

申請書類を下記の宛先に郵送してください。

【宛先】〒296-8601 千葉県鴨川市横渚1450番地

鴨川市役所 建設経済部 商工観光課

鴨川市雇用調整助成金等申請支援金 受付係 宛

※切手を貼付の上、裏面に差出人の住所及び氏名を必ずご記載ください。

#### ②対面受付の場合

鴨川市役所 建設経済部 商工観光課（本庁2階）

鴨川市横渚1450番地 平日 8時30分から17時15分まで

### 3 申請書類の入手方法

#### ①鴨川市ホームページ

緊急情報 > 新型コロナウイルスについて（COVID-19）> 各種支援情報 > 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中小企業者への支援情報(雇用関係)

(URL) <http://www.city.kamogawa.lg.jp/kinkyu/korona/sienjyohou/1584422727789.html>

#### ②鴨川市役所 建設経済部 商工観光課（本庁2階）

鴨川市横渚1450番地 全日8時30分から17時15分まで（土日・祝は、本庁1階で配布。）

#### ③天津小湊支所

鴨川市天津1104番地 平日8時30分から17時15分まで

#### ④鴨川市商工会

鴨川市横渚643番地2 平日8時30分から17時15分まで

## 4 申請書類一覧

申請内容に不明な点が発生した場合は、申請書に記載いただきましたご担当者様へご連絡をさせていただきます。

申請書類一覧	
①	鴨川市雇用調整助成金等申請支援金交付申請書
②	雇用調整助成金等の支給申請書の写し ※新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業による雇用調整助成金等の支給の申請をしたことが確認できる書類 ※雇用調整助成金等の支給申請が複数回の場合は、本支援金の交付申請額に該当する分を提出してください。
③	雇用調整助成金等の支給決定通知書の写し ※雇用調整助成金等の支給申請が複数回の場合は、本支援金の交付申請額に該当する分を提出してください。
④	社会保険労務士が発行する領収書の写し（本支援金の対象経費で内訳がわかるもの）
⑤	請求書（振込先口座を確認できる書類） ※振込先は請求者（申請者）と同じとします。

### Ⅲ 交付決定等について

申請を受理した後、内容を審査の上、適正と認められたときは、3週間程度で指定されたご口座へお振り込みします。また、支援金の交付が決定した旨の交付決定通知書を申請者の所在地へ発送いたします。対象要件に該当しない場合等で交付しない旨の決定をしたときは、不交付決定通知書を発送いたします。

**※補助金の交付決定後、対象要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、補助金の交付決定を取り消します。この場合、補助金を全額返金していただきます。**

#### 〈交付決定までの流れ〉

